

組合 Q & A

監事の会計監査の範囲

監事が、飲食店の領収書を見て、出席者を伝票に記せとっている。理事会としては、監事に業務監査権はないと突っぱねたい

会計監査限定の組合であることを前提に考えてみます。監事は決算後に理事から提出された次の書類を監査します。①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案

①の事業報告書に関しては、監査する権限はないので提出は任意です。

監事はいつでも会計帳簿・書類を閲覧、謄写でき、理事などに会計に関する報告を求めることができます。会計監査のために必要ならば、組合の業務及び財産の状況を調査することもできます。

監事が「飲食店での接待の伝票には接待の相手の氏名を書いては

しい」と要求したら理事の業務に関する監査をしていることになるかもしれません。理事が「それは勘弁してほしい」と応えたら、会計監査の範囲を逸脱している、と暗に主張しているのかもしれない。監事と理事の間でこうした会話が交わされるのが監査ということなのです。

理事は、領収書も揃って使途不明金ではないから、接待の相手を明らかにしたくありません。一方、監事は注意深く職務を遂行しなければ、組合員に申し訳ないと考えます。

理事も監事も組合のために最善の努力をしようとした結果の意見の主張なのです。理事は接待の相手に迷惑をかけたくない、監事は組合のお金が正しく使われているか監査しなければならぬと考えているわけです。

監事の監査の現場をシミュレーションしてみましよう。

監事「この交際費は何のための支出ですか」

理事「受注実績を上げるためです」

監事「それでは、一般管理費ではなく共同受注事業の経費に区分して、事業別の損益を

より明確にしてください」

監事の監査は、こんなやりとりになるのではないのでしょうか。接待相手の氏名を明確にしてほければ、会計監査のために必要な業務に関する調査であることを伝えて、質問すればよいでしょう。

ある事務局長から「監査に際して知りえた情報を他に漏らさない」と監事から一筆取りたいと相談されたことがあります。監事にも善管義務の適用があるので、その必要はないと答えました。理事の業務執行権と監事の監査権のバランスは難しいものです。

ポイント

★会計監査限定の場合、その職務のために必要な範囲で業務の「調査」は可能

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

- ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】企業組合の剰余金の配当は、組合が自由に決めることができる。

【第2問】事業協同組合の利用分量配当は、事業を利用した量に応じた配当である。

【第3問】事業協同組合の共同事業は、組合員の事業と無関係のものでよい。



《解答》【第1問】×（企業組合においては、出資に対する配当を2割以内で実施し、なお、剰余がある場合には、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて配当する定めになっている。）【第2問】○【第3問】×（事業協同組合等では、組合の原則として「直接奉仕の原則」が規定されている。組合は、組合員の事業に直接奉仕する共同事業を行うのであって、組合が営利事業で利益を上げ、組合員に分配することで奉仕するものではない。）